

令和3年度 政府が講じた死因究明等に関する施策

(令和4年版死因究明等推進白書の概要)

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和4年版「死因究明等推進白書」の全体像

➤ 「死因究明等推進白書」は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書であり、今回初めて作成するもの（閣議決定及び国会報告）。

«参考» 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第1章 我が国における死因究明等の推進に向けた政府の取組

第1節 死因究明等推進基本法成立以前の主な取組

第2節 死因究明等推進基本法の成立

第3節 新たな死因究明等推進計画の策定

第2章 死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

第1節 死因究明等に係る人材の育成等

第2節 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

第3節 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

第4節 警察等における死因究明等の実施体制の充実

第5節 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第6節 死因究明のための死体の科学調査の活用

第7節 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

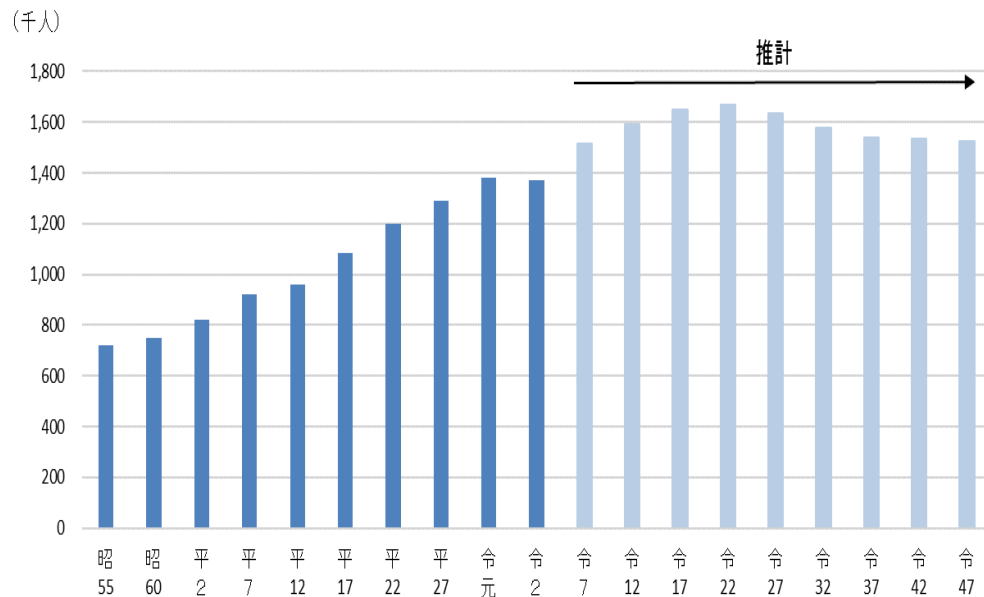
第8節 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第9節 情報の適切な管理

我が国における死亡数等の動向

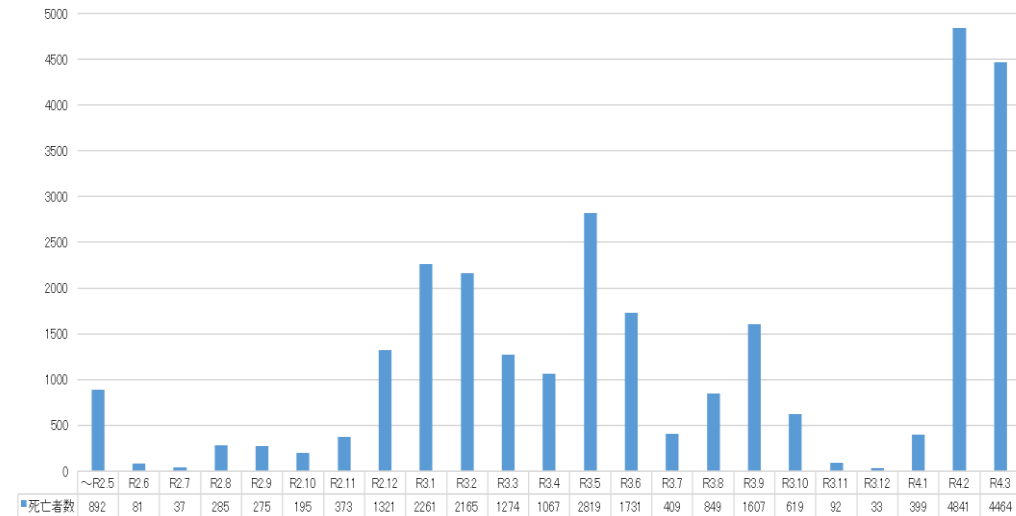
- 死亡数は、昭和55年の72万2,801人から、令和2年の137万2,755人に徐々に増加（89.9%増）。
- 今後も死亡数の増加は継続し、令和22年には、166万6千人まで増加すると推計されている。
- 新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以降、令和4年3月までに、同感染症の陽性者であって、死亡したものの数が2万8,089人まで増加。
- こうした近年の死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威に加え、今後の大規模災害の発生リスク等に鑑みれば、我が国における死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。

我が国の死亡数の推移及び将来推計



令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位)による。

感染症法に基づく報告による新型コロナウイルス感染者であって死亡したものの月別推移



死因究明の目的と解剖の種類について

- 死因究明等推進基本法では、死因究明の推進は、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとするとしている。
- この点、死因究明の方法として最も有効とされている解剖については、事件性等の観点から行われる司法解剖や調査法解剖のほか、感染症疑いの死体について、死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合など、公衆衛生等の観点から行われる監察医解剖や承諾解剖等（以下「監察医解剖等」という。）もある。
- 令和3年中に警察等が取り扱った死体に対して実施された監察医解剖等6,395件のうち、監察医が置かれている都府県を含む4都府県において行われたものは、その98.2%（6,278件）を占めている一方で、29府県では1件も実施されていないなど、その実施状況は地域によって大きな差がある。

主な解剖の種類

警察等の捜査・調査

司法解剖：犯罪死体又は犯罪の疑いがある死体を対象に刑事訴訟法の規定に基づき行われる解剖。

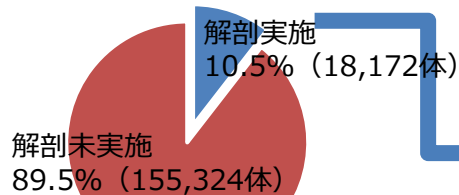
調査法解剖：被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要な死体を対象に死因・身元調査法※の規定に基づき行われる解剖。※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

公衆衛生の向上

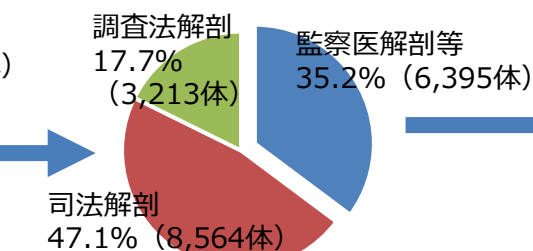
監察医解剖：死体解剖保存法の規定に基づき、伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、監察医により行われる解剖。

承諾解剖：そのほか、死因が不明な死体等について、遺族の承諾を得て、医師等により行われる解剖。

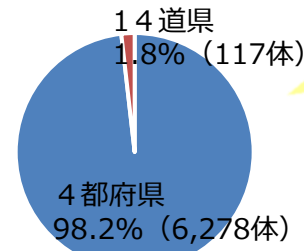
警察及び海上保安庁が取り扱った死体の解剖率（令和3年）



解剖の種類ごとの割合



監察医解剖等を実施している都道府県の状況



- ・100体以上実施している4都府県で98.2%（6,278件）を占める。
- ・1～99体の実施は14道県。
- ・未実施は29府県。

■ 解剖実施 ■ 解剖未実施

■ 監察医解剖等 ■ 司法解剖 ■ 調査法解剖

■ 4都府県 ■ 14道県

死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明拠点整備モデル事業の実施（検案・解剖拠点モデル事業）

- 公衆衛生の向上を目的とした死因究明の体制については、検査や解剖を行う体制が確立されていない地域があるなど死因究明を行うための体制整備に課題がみられる。
- こうした状況を踏まえ、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明が円滑に実施される体制が構築されるよう、国として必要な支援を行うこととされたところ。
- 令和4年度予算に新規事業として死因究明拠点整備モデル事業を計上（48百万円）。

【体制整備の課題】

- ・ 死体の搬送手段の確保
- ・ 検査や解剖を実施する医療機関の確保 等

【死因究明拠点】



- 死因究明に必要な連携・協力体制を構築するため都道府県等に「死因究明拠点」をモデル的に整備。
- モデル事業で得られた成果を全国に横展開。

検案現場へ検案医の
派遣を調整

医療機関・法医学教室
への死体の搬送を調整

対応可能な医療機関を調整

対応可能な法医学
教室を調整

【検案医】

- ・ 死体を検案
- ・ 検査や解剖の可否を判断



【遺体搬送業者】

- ・ 死体の搬送



【医療機関】

- ・ 死亡時画像診断等



【法医学教室】

- ・ 解剖
- ・ 薬毒物検査等



死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの策定

- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、死因究明等推進基本法において、地方公共団体は死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を設けるよう努めるものとするところ。
- 一方、未設置だったり、設置されていても運営に課題があったりする地方公共団体も見られることから、死因究明等推進計画において、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを策定することとされた。

地方協議会の設置状況と監察医解剖等の実績（令和3年）

都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績	都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績	都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績	都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績
北海道	○	有	東京都	○	有	滋賀県	○	無	香川県	○	無
青森県	×	無	神奈川県	○	有	京都府	○	無	愛媛県	○	無
岩手県	○	無	新潟県	○	有	大阪府	○	有	高知県	○	無
宮城県	×	無	富山県	○	無	兵庫県	○	有	福岡県	○	無
秋田県	○	無	石川県	○	無	奈良県	×	有	佐賀県	○	有
山形県	○	無	福井県	○	無	和歌山県	○	無	長崎県	○	有
福島県	○	無	山梨県	○	無	鳥取県	○	無	熊本県	○	無
茨城県	○	有	長野県	○	無	島根県	○	有	大分県	○	無
栃木県	○	有	岐阜県	○	無	岡山県	○	有	宮崎県	×	無
群馬県	○	無	静岡県	○	有	広島県	○	無	鹿児島県	○	無
埼玉県	○	有	愛知県	○	無	山口県	○	有	沖縄県	○	有
千葉県	○	有	三重県	○	無	徳島県	○	無			

地方協議会運営マニュアルのポイント

- 地方協議会を設置するための具体の手順を4ステップで紹介
- 議論の活性化に資するよう、具体の取組事例を紹介
 - ・東京都、滋賀県、大阪府、香川県、鹿児島県
- 先行自治体の参考にもなるよう、中長期的に取り組むべき課題についても紹介
 - ・死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
 - ・解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
 - ・法医学等の人材の育成・確保
- 地方版「死因究明等推進計画」策定の具体例を紹介（高知県）
- そのほか参考となる取組事例を紹介
 - ・茨城県筑波剖検センター、東京都、大阪府、高知県、福岡大学

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等①

- コロナ禍で集合形式の研修の実施が困難な中、検案を行う医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案講習会」・死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像読影技術等向上研修」を、WEBサイトでのオンデマンド形式により実施し、その利便性を活かして修了者数を大幅に増加

【死体検案講習会】

- 検案業務に従事する機会が多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



座学

- ・死体解剖保存法等の法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
- ・受講者の募集人員を増加

○令和3年度

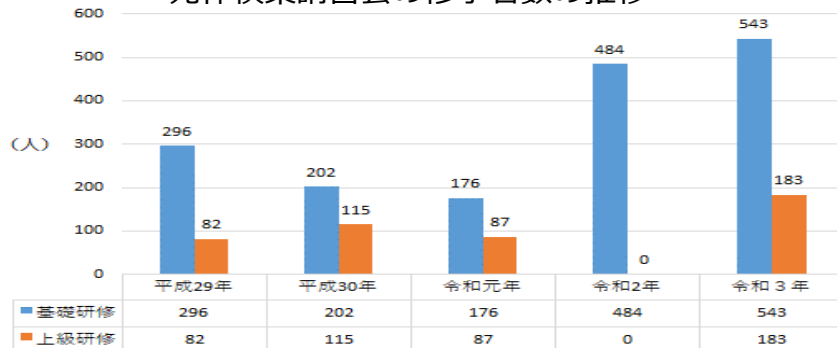
- ・受講者の募集人員を更に増加



実習

- ・監察医務院や各大学法医学教室等において現場実習

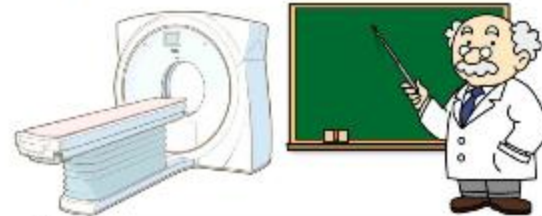
死体検案講習会の修了者数の推移



令和3年度は修了者が726人に増加（前年度比242人増）

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



座学

- ・死亡時画像診断における法令・倫理、診断、検査技術等

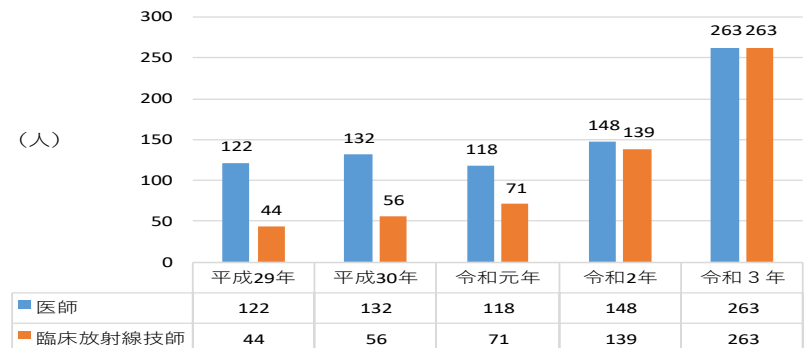
○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和3年度

- ・受講生の募集人員を増加

死亡時画像診断読影技術等研修の修了者数の推移



令和3年度は修了者が526人に増加（前年度比239人増）

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化



警察大学校における法医学者による講義

- ・ 警察大学校等において、**検視官や検視官補助者を対象**とした研修を実施
- ・ 都道府県警察学校等において、**一般の警察官等を対象**とした研修を実施
- ・ 検視官2名を警察庁指定広域技能指導官（検視部門）に指定し、都道府県警察の枠組みを越えた指導を推進



海上保安学校における鑑識上級研修

- ・ **16大学の法医学教室**に海上保安官を研修生等として派遣して研修を実施
- ・ 海上保安学校において、**鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定**を実施
- ・ 管区海上保安本部に**法医学者を招致して講義**を受講



都道府県歯科医師会と都道府県警察の合同研修

- ・ **21都道府県警察**において、都道府県医師会等との合同研修会等を開催
- ・ **20都道府県警察**において、都道府県歯科医師会等との合同研修会等を開催
- ・ **6海上保安本部**において、都道府県医師会（歯科医師会）との合同研修会等を開催

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 基礎研究医養成活性化プログラムにより、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援

1. 平成29年度開始事業に選定された各大学の実績（死因究明等推進基本法施行前からの取組）

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は令和3年度までの受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理専門医、臓器別病理専門医 (病理学・法医学分野合わせて14人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理研究医、法医学研究医 (病理学・法医学・その他分野合わせて16人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理法医学連携プログラム「つなぐ」	病理専門医 (病理学分野14人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学研究医、法医学研究医 (病理学・法医学分野合わせて121人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学研究者 (法医学分野3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

2. 令和3年度開始事業に選定された各大学の実績（死因究明等推進基本法の施行を受けて新たに支援）

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※受入は令和4年度から開始	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学 (秋田大学, 金沢医科大学)	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学研究者	・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める ・児童相談所等の地域法医学ポストを2席確保
滋賀医科大学 (京都府立医科大学, 大阪医科薬科大学)	地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成	大学院生、医師、歯科医師	・連携校間での助教ポストを有効活用 ・拠点校において特任教員を複数確保

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察において、今後の死亡数の増加に対応するべく、現場の映像等をリアルタイムで検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進するとともに、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資機材等を整備

映像を送信する警察署捜査員・確認する検視官

警察署捜査員(現場)



映像送信・報告

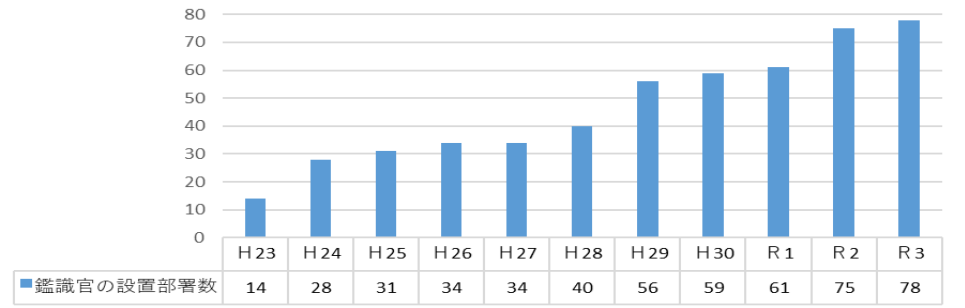
事件性の判断・指導



検視官(他の現場)

現場に臨場できない場合であっても、リアルタイムで状況を把握することが可能

鑑識官の設置部署数の推移



※各年4月1日時点の数



検視室



遺体保存用冷蔵庫

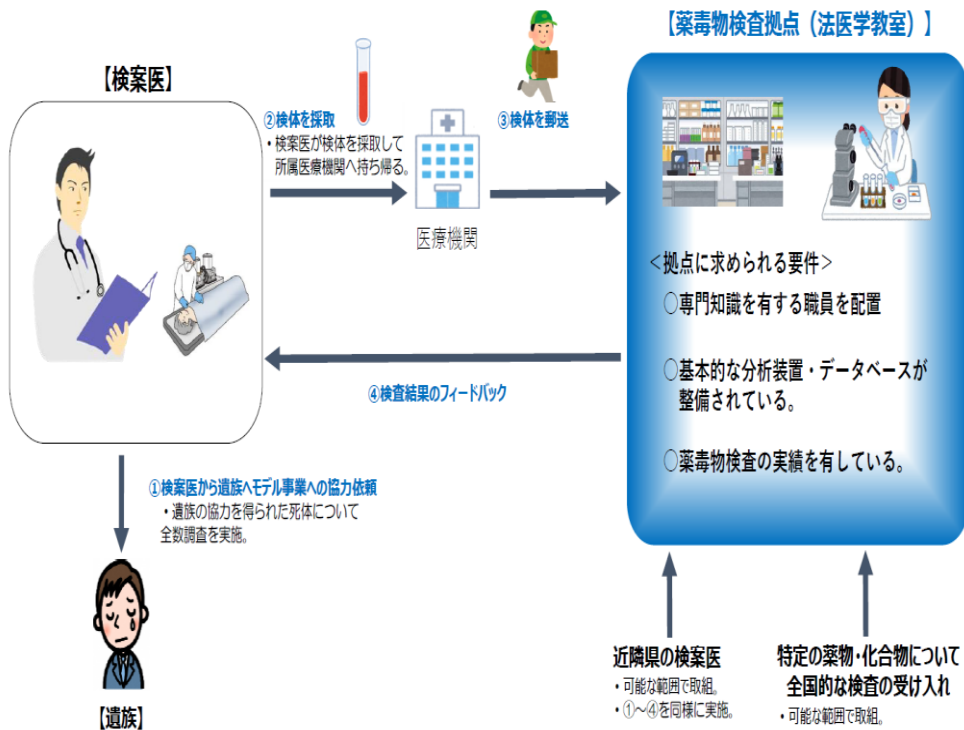
- ・ 海上保安部署3部署に鑑識官を増員配置
- ・ 3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明のための死体の科学調査の活用

- 薬毒物検査を円滑に実施するための薬毒物検査拠点整備モデル事業を令和4年度予算に新規計上
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施

死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）



- ・ 令和4年度予算に新規予算として48百万円を計上
- ・ モデル都道府県に薬毒物検査拠点を設置予定

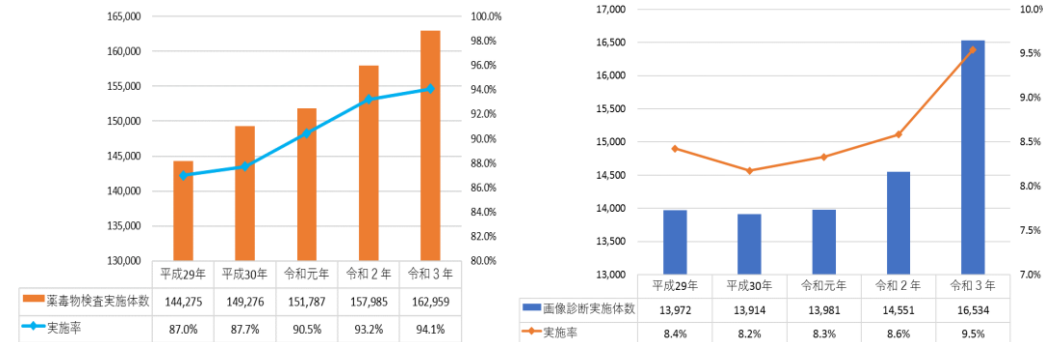
簡易検査キットによる薬物検査



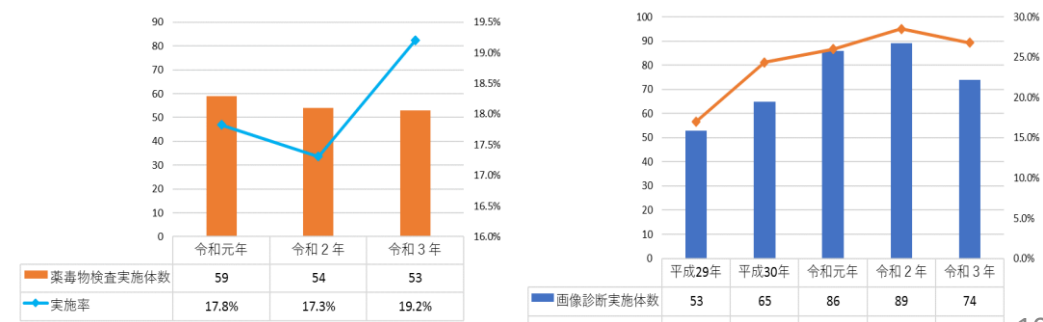
死亡時画像診断



警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



※平成29、30年の数値未把握

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等に係る費用を支援
- 死亡時画像診断システム等整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援

異状死死因究明支援事業

目的

○ 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

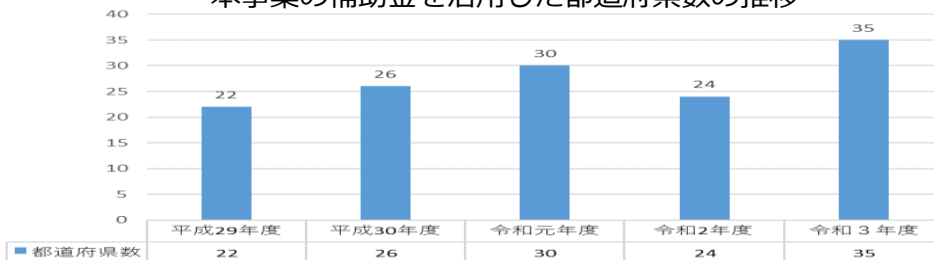
事業内容

○ 補助先: 都道府県 ○ 補助率: 1/2

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
- ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

本事業の補助金を活用した都道府県数の推移



※令和3年度は交付決定した都道府県数

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○ 補助先: 都道府県等 ○ 補助率: 1/2

① 施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

② 設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

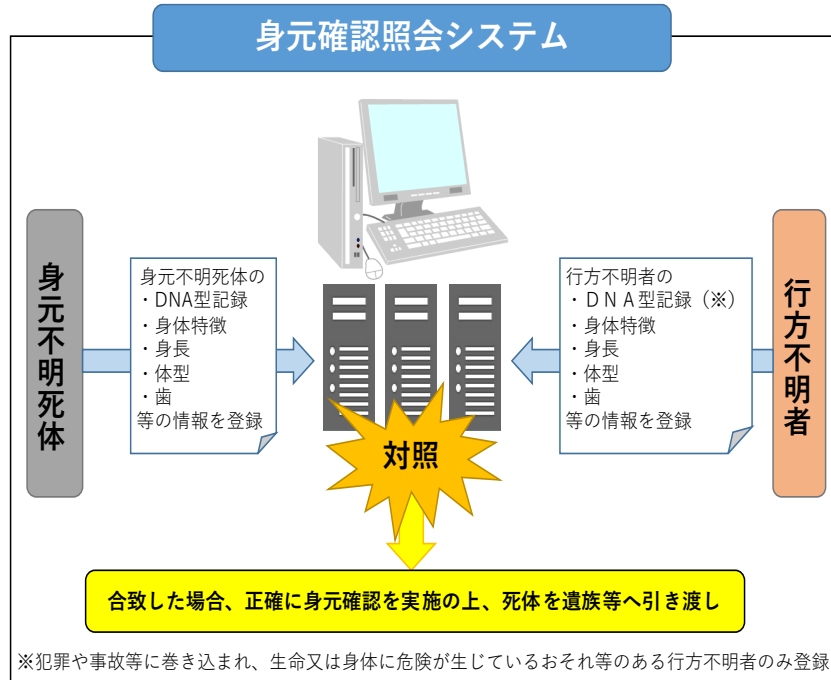
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県数	3	1	3	2	1

※令和3年度は交付決定した都道府県数

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- 警察において、「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用



警察における身元不明死体票作成数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元不明死体票作成数	897	802	651	661	518

警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身元確認件数	307	267	175	205	191

死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 厚生労働省において、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的として、予防のための子どもの死亡検証（CDR）モデル事業を推進。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

目的

- 子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、死に至る直接の経緯に関する様々な情報を基に死亡原因に関する調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出す予防のための子どもの死亡検証（CDR）の実施体制の整備を一部の都道府県で試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、他機関検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆実施主体：都道府県
- ◆補助率：国10/10

事業実績

- ◆実施自治体数：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、福島県、北海道）

子どもが死亡した際に複数の関係者が死亡した経緯に関する様々な情報をもとに死亡原因に関する調査を行い、効果的な予防対策を検討するCDRモデル事業

令和3年度は新たに2道県において実施（計9道府県）